# 中国の経済協力の現状

北野　尚宏
(国際協力機構(JICA)研究所　副所長)

〔要　旨〕

□ 中国の対外援助をはじめとする経済協力の実施体制は、商務部を中心に多くの機関から構成されており、特に地方政府と地方企業の役割が特徴的である。援助の規模が急増する中で、さらなる体制・制度の整備が課題となっている。研究分野でも、商務部直属の研究院の下に国際発展協力研究所の設立が決まるなど新たな動きがある。

□ 2011 年に公表された初めての対外援助白書の中では、援助政策の最初に、他の途上国の自主発展能力向上支援が掲げられている。貿易振興や中国企業の海外進出と経済協力を結びつける両立型（ウィン・ウィン）のアプローチも基調にある。中国政府は海外進出する企業の社会的責任に関するガイドラインの策定・普及にも力を入れている。

□ 中国の経済協力に関連する統計を地域別に大まかに把握すると、対外援助額および中国企業の対外建設請負事業受注額は、アフリカ、アジアが中心で、対外投資額については中南米が目立っている。

□ 中国の経済協力の特徴の一つは地域協力枠組みとの協力関係深化にある。周辺地域・国との経済協力は、国内の境界省・自治区の発展計画と連動しており、相互の連結性（コネクティビティ）を向上させることに力点が置かれている。

□ 国際機関や先進国の援助機関は、こぞって中国とのパートナーシップ強化に力を入れ、他の途上国における三角協力や、ナレッジシェアリングに取り組んでいる。日本も、同じ国の同じ地域の、同じセクターで中国と経済協力を展開することが増える中、相互理解促進と双方の経済協力の効果向上のため、中国の関係機関との幅広い対話を積み重ねつつある。

これまで経済協力の受け手だった韓国、中国、タイ、インドをはじめとするアジアの国々が、近年経済協力を供与する新興国として存在感を高めている。中でも中国は、国力の増大と共に、対外援助を含む経済協力の規模を急速に拡大しており、アジアばかりか世界の隅々にまでそのインパクトが及んでいる。日本と中国とが同じ国の同じ地域の、同じセクターで経済協力を展開することも増えており、双方が対話等を通じてお互いの活動に理解を深め、それぞれの経済協力の効果を向上させることが求められている。本稿では、中国の経済協力の現状を概観するとともに、日本をはじめ経済協力開発機構（OECD）諸国、国際機関等と中国との交流についても触れたい[注)]。

## 〔１〕中国の経済協力実施体制

### １．概況

図１をもとに、中国の経済協力実施体制について概観したい。本稿では、中国の経済協力に、対外援助のほか、対外投資、中国企業による対外建設請負事業、労務協力を含める。中国では、日本の経済産業省に当たる商務部の対外援助司（局）が対外援助の政策・実施を所管している。同司は 14 処（課）１室から構成され、うち地域担当処が７処ある。2009 年には OECD 諸国や国際機関との交流推進のために、国際交流・合作処を設立している。政策策定プロセスには、商務部管轄の国際貿易経済合作研究院をはじめ研究機関や大学等の研究者も参画している。同研究院は 2013 年に「国際発展協力研究所」を傘下に設立することを決定した。

**図１　中国の対外経済協力実施体制**

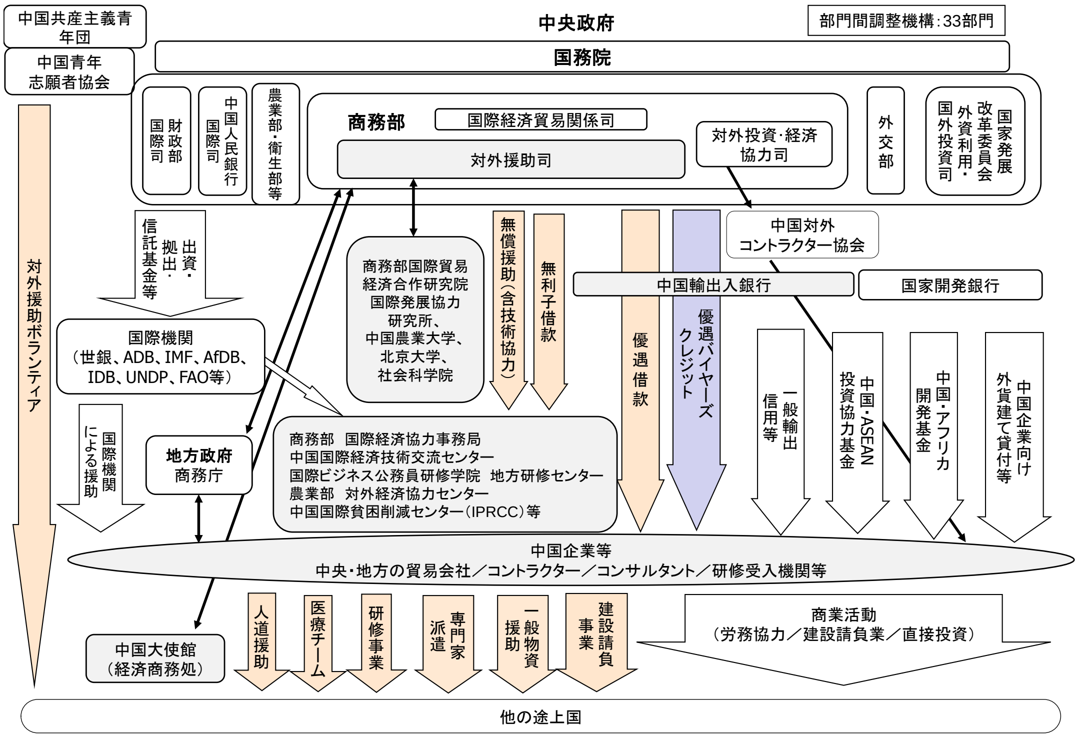


〔出所〕小林誉明（2007）「中国の援助政策―対外援助改革の展開―」開発金融研究所報第 35 号、図表２等を基に作成

援助のメニューには、無償援助・無利子借款による建設請負事業（工事は国内入札を経て中国企業が請負う）、一般物資供与、専門家派遣（技術協力）、研修事業（人的資源開発・協力）、対外援助医療チーム派遣、緊急人道主義援助、対外援助ボランティア、債務減免がある。これらの事業については商務部および傘下の事業部門（中国語で「事業単位」）が実施を担っている。具体的には、国際経済協力事務局が無償援助・無利子借款建設請負事業、国際経済技術交流センターが一般物資供与、国際ビジネス公務員研修学院（AIBO）が研

修事業を担当している。中国大使館の経済商務処は、現地の中国大使（外交部）および商務部の二系列の監督指導のもとにあり､現地レベルの援助事業の調整と監理を行っている。

商務部内では､国際経済貿易関係司が G20 に設置された開発作業部会等を担当しており､対外投資・経済協力司が中国企業の対外投資、対外建設請負事業（中国の対外援助関連事業だけでなく､国際機関の融資事業や受入国政府資金・民間資金による事業を含む)､対外労務協力等を所管している。一定額以上の対外投資案件については、国家発展改革委員会外資利用・国外投資司が許認可権限を有している。

国際機関については、財政部国際司が世界銀行、アジア開発銀行（ADB）を所管し、中国人民銀行国際司が国際通貨基金(IMF)､アフリカ開発銀行(AfDB)､米州開発銀行(IDB)等を所管している。国連諸機関のうち、国連開発計画（UNDP）は商務部、国連食糧農業機関（FAO）は農業部が所管している。農業部は、傘下に農業部対外経済協力センター等の事業部門を有している。中国の貧困削減経験を他の途上国と共有するために、UNDP、ADB、世界銀行、英国国際開発省（DFID）による支援を受けて 2004 年に設立された中国国際貧困削減センター(IPRCC)も商務部等と連携しながら研修等業務を展開している。

専門的知識が必要とされる分野では、例えば衛生部が対外援助医療チーム派遣を、共産主義青年団傘下の中国青年志願者協会が対外援助ボランティアをそれぞれ所管している。

日本の円借款に当たる元建の優遇借款については、商務部が供与枠組みを決め、中国輸出入銀行（以下、中国輸銀）の優遇借款部が実施している。統計上は対外援助には含まれないものの優遇借款とほぼ同様の優遇条件で貸し付けるドル建ての優遇バイヤーズクレジット（本稿では便宜的に援助としてカウントする）は、商務部対外経済投資合作司が所掌しており、実施は中国輸銀優遇借款部が担当している。両者とも原資は中国輸銀が市場から調達しており、人民銀行が公布する基準金利と貸出金利（金利２～３%、償還期間 15～20 年うち猶予期間５～７年）との差は国の財政によって補てんされることになっているが､実際には中国輸銀が他の業務からの収益で内部補てんしているといわれている。対外援助以外の資金協力を実施する機関としては､中国輸銀の企業向け貸付部門や国家開発銀行(以下、中国開銀）がある。中国開銀は、中国企業の資源エネルギー関連事業等向けに外貨建て大型融資を供与するとともに、アフリカにおいては 10 億ドルを出資して中国アフリカ開発基金を設立した。

対外援助実施体制は多くの部門に跨っていることから､2011 年２月には副大臣レベルの部門間調整機構が設立されている。2012 年３月に開催された部門間調整機構の第２回全体会合には商務部、外交部、財政部を中心に、33 の部局が参加した。

### ２．地方政府や企業の重要性

中国の対外援助の規模が大きくなるにつれて、各省・自治区・市をはじめ地方政府・企業・研究機関の対外援助に対する関心と役割は高まっているといえる。省・自治区・市政府の商務担当部門は、商務部と協力して各地域における対外援助調整業務を行っている。

例えば、中国がアフリカ 24 カ国で展開中の農業技術モデルセンターは、最初の３年間、中国政府が無償援助で建設・運営費を支援し、その後は自立することを前提とした支援方式で、そのほとんどを中国各地の農業開発企業、研究所、大学が請負っている。

商務部は、毎年企業別の対外建設請負事業の契約額等のランキングを公表している。上位ランクを占める国務院国有資産監督管理委員会傘下の中央国有企業だけでなく、地方の国有資産監督管理委員会傘下の地方国有企業や地方をベースとする民営企業も、地方政府のバックアップを受けて健闘している。地方政府としては、地元企業による対外援助事業の受注促進を通して、対外建設請負事業全体の規模拡大を図ろうとしている。

研修事業における地方政府・大学・研究機関等の役割も増加している。中国政府は後述するように 2010 年の国連ミレニアム開発目標に関するハイレベル会合で、2011～2015 年に８万人の研修員受入を公約しており、2011 年よりそれまでの毎年１万人規模から一挙に１万 6,000 人規模に拡大しての受け入れを行っている。AIBO 以外に商務部が認定した研修センターが地方に８カ所あり、うち４カ所（福建、湖南、江西、上海）は AIBO 同様、総合的な研修センターで、残りの４カ所は、ハイブリッド米栽培（湖南）、ハイテク農業（陝西）、基礎教育（浙江）、2012 年に新たに設立された職業技術教育（浙江）といった専門分野に特化したセンターである。さらに、多数の地方大学や研究機関が幅広い分野の研修事業を請負っている。

### ３．実施体制についての議論

以上のように、中国の経済協力実施体制は多数の関係機関から構成されており、中国の研究者からは、効率化を図るために援助機関を設立するべきという意見が出されている。また、中国の対外貿易・対外投資振興を担う商務部と中国輸銀が核となる現在の実施体制については、一部の途上国から援助と呼ぶには商業的色彩が強過ぎることが指摘されている。

現在、中国国内でも対外援助の効率を上げるための法整備等についての議論が始まっている。法整備は後述の 2010 年に開催された全国対外援助工作会議で今後の課題とされたもので、対外援助司は対外援助法整備調査グループを組織し、中国の大学に「対外援助管理条例」制定の可能性とその内容について研究を委託した。2012 年 10 月には第１回の検討会が開催されている。援助機関の設立については、中国の研究者の間では、新たに設立する援助機関を a.国務院直属とする、b.商務部管轄とする、c.外交部管轄とするといった案が提案されているが、本格的な検討は今後の課題とされている。

## 〔２〕中国の援助政策

### １．概況

2010 年８月に、対外援助 60 周年を記念する全国対外援助工作会議が開催された。会議は王岐山副首相（当時）が主催し、温家宝首相（当時）は重要講話の中で四つの新たな対

外援助の課題に言及した。すなわち、a.対外援助の重点支援国、支援分野、各援助スキームの規模や割合の見直し、b.対外援助の質の向上、c.被援助国の自主発展能力の向上重視、d.関係機関間の調整メカニズムの整備や対外援助法の制定や広報強化を含む対外援助制度の改善、である。講話の中では対外援助に関する国際交流の積極的かつ適度な推進がうたわれ、広報強化の一環として白書の作成・公表も決定された。

同年 10 月の中国共産党の機関誌「求是」に掲載された「対外援助の新局面を創るのに努力しよう：全国対外援助工作会議の精神を深化実現化」と題した陳徳銘商業部長の署名論文では、今後の重点課題として上述の４点が論じられている。そして 2011 年４月に初の「中国の対外援助」白書（以下、白書）が日本語を含む８カ国語で公表された。

## ２．対外援助白書にうたわれている援助政策

白書では、中国は依然として開発途上国であり、中国の援助は途上国が同じ途上国を支援する「南南協力」であることが規定されている。中国の援助政策として、a.被援助国の自主発展能力の向上を支援する、b.いかなる政治条件も付加しない、c.平等互恵・共同発展を堅持する、d.力相応の援助を提供し、ニーズに最大限応える、e.時代とともに進み、改革・革新を堅持する、という５点を挙げている。これは上述の全国対外援助工作会議で打ち出された方針を踏まえたものといえる。

１番目に自主発展能力の向上を挙げるとともに、対象国としては後発開発途上国（LDC）や島嶼国を重視し、セクターとしては食糧安全保障やインフラ建設だけでなく民生の向上にも力を入れるとしているのは、開発援助に関する国際世論を意識している表れと推察できる。３番目の平等互恵・共同発展は、相手国の発展を支援しながら、貿易振興や自国企業の海外進出等中国の発展にも寄与するという、両立型（ウィン・ウィン）のアプローチと解釈できる。同白書では、後述する地域フレームワークの活用についても述べられている。さらに、対外援助事業の質の確保が重視されており、2012 年には「対外援助質の向上年」と銘打ち、商務部主導による援助プロジェクト総点検などの各種活動が実施された。

## ３．企業行動の改善

経済協力の一環として中国企業の対外直接投資が急増するにつれて、現地ではさまざまな課題に直面している。例えば、ミャンマーでは、中国企業が民間資金を活用したインフラ整備（BOT）事業として建設中の大型水力発電所の建設を国民が望んでいないとして、大統領が 2011 年に中断を発表している。

日本企業も、1971 年のニクソンショックがもたらした円高を背景に、インドネシアやタイに進出するようになったが、過剰な進出ラッシュへの対日批判が際立った。これに対応するために、1973 年には経済団体連合会はじめ経済５団体 が日本企業の開発途上国向け直接投資における企業行動のあり方についてのガイドラインをまとめ、「発展途上国に対する投資行動の指針」として公表した 。それから約 40 年が経ち、中国政府は、2011 年９

月に「対外投資国別産業ガイドライン」を公表し、海外に進出する中国企業が互恵的発展の理念を確立し、自らの投資方針と投資対象国のニーズをマッチングさせせることを慫慂（しょうよう）している。2012 年には、中国対外コントラクター協会が業界として初の自主的な CSR のガイドラインである「中国対外コントラクターのための CSR ガイド」」(2012)）を作成し、商務部対外投資経済協力司とともに記者会見を行った。

さらに 2013 年 2 月には、商務部は環境保護部とともに、「中国企業対外投資協力環境保護ガイドライン」を作成し公表した。22 条からなる同ガイドラインは、海外で投資事業に携わる中国企業が環境面で対処すべきことを規範化したものである。具体的には、a.中国企業が環境保護の理念を掲げることを慫慂（しょうよう）、b.ホスト国の環境法規を順守、c.国際機関等の環境原則を研究・参照していくことを奨励する、といった点が主なポイントとなっている。

### 〔３〕中国の経済協力の規模

#### １．対外援助の規模

白書によれば、1950 年から 2009 年までの中国の対外援助累計額は 161 カ国に対し 2,562 億 9,000 万元、その内訳は無償援助 1,062 億元、無利子借款 765 億 4,000 万元、優遇借款 735 億 5,000 万元（76 カ国 325 事業、経済インフラ約 6 割）であった。債務免除額 255 億 8,000 万元（対象 50 カ国）となっている。

対外援助の財政支出額は、決算ベースで 2004 年の前年比 16.1%増の 60 億 7,000 万元から前年比 2 ケタ台の伸びを示すようになり、2009 年は 133 億元（同 5.3%）、2010 年は 136 億 1,000 万元（同 2.3%）と前年比 1 ケタ台の伸びにとどまったが、2011 年には同 16.8%増の 159 億元、2012 年には予算ベースで同 20.9%増の 192 億 2,000 万元と急増している。2010 年では、このうち商務部分が 91.0%を占める。その他は衛生部をはじめ関係各部に配分されたものと推測できる。優遇借款および優遇バイヤーズクレジットの数値は公表されていないため、各種情報をもとに 2010 年の支出額をそれぞれ 250 億元と仮定すると、2010 年の対外援助総額は 636 億元（1 ドル＝6.2 元で計算すると 103 億ドル）となる。

#### ２．地域別構成比

2009 年における中国の対外援助の地域別割合に加えて、対外建設請負事業の新規契約額（2008～2011 年平均値）およびヘリテージ財団が定期的にアップデートしている China Global Investment Tracker（「中国全球投資追蹤」）に基づき、2005～2012 年 6 月までの 1 件 100 万ドル以上の中国企業による対外投資事業からそれぞれ DAC が作成している援助受取国・地域リスト（DAC リスト）に掲載されている国のみ抽出して地域別割合を示したものが図 2 である。対外援助の地域割合はアフリカ 45.7%、アジア（北東アジアから西アジアまでを含む）32.8%、ラテンアメリカ・カリブ地域 12.7%、オセアニア 4.0%、欧州 0.3%、その他 4.5%となっており、地域としてはアフリカ重視が特徴的である。

次に対外建設請負事業の契約額を見るとアフリカが 40.8%と突出しており、南アジア（15.3%）、東南アジア（15.2%）が続いている。アジア全体では 44.8%とアフリカを上回る。中南米は 12.0%となっている。対外投資事業については中南米が 33.2%と最大なのが特徴的で、次にアフリカ 23.8%、東南アジア 15.3%、西アジア 12.9%と続く。アジア全体では 42.4%と中南米を上回っている。セクターはどの地域もエネルギー・資源分野が大きな割合を占める。

**図２　中国の援助・建設請負事業受注・投資額地域別構成比**

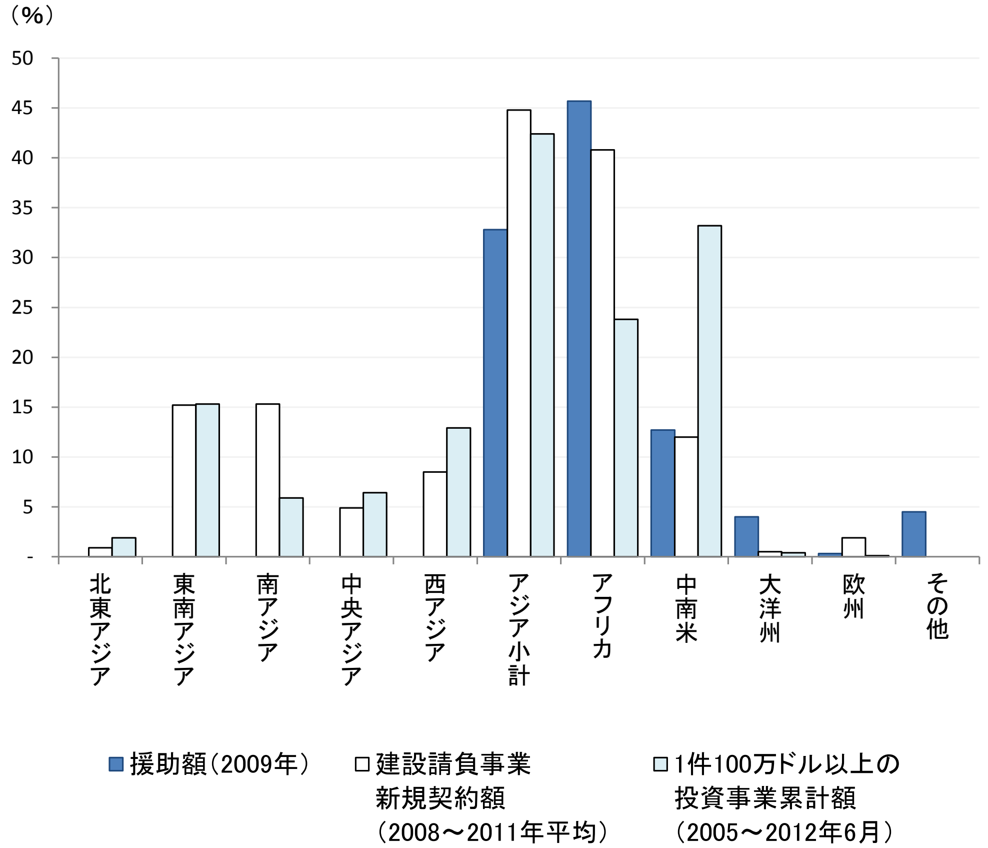


〔出所〕中華人民共和億国務院報道弁公室「中国の対外援助」(2010)、各年の「中国商務年鑑」、ヘリテージ財団「China Global Investment Tracker Interactive Map」

## 〔４〕地域別のアプローチ

### １．地域フレームワークの活用

中国は、伝統的に二国間関係を重視しているが、1990 年代後半以降、多国間の地域協力の枠組みに参画するとともに、既往の枠組みとの関係構築にも傾注している。近年の中国の対外経済協力に特徴的なのは、地域ごとに大きなコミットメントを行うことにある。表１は、地域ごとの中国の借款金額、研修員受入れ人数および基金等の設立に関するコミットメントを取りまとめたものである。中国のグローバルな活動を概観するために、同表をもとに、地域ごとの状況を概観したい。最初にグローバルなコミットメントからみていく。

### 表１　中国の地域協力枠組み別コミットメント（借款金額、研修事業、基金等）

（単位：億元）

| 地域協力枠組み | 開始年次 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国連開発資金に関する国際会議（モンテレー会議）2005年<br>国連ミレニアム開発目標に関するハイレベル会合2010年 | | | 100（優遇条件）3万人 | | | | | 金額明示せず 8万人 | | |
| 図們江開発計画（TRADP）協議委員会 | 1995年 | | | | | | | | | |
| 中国・ASEAN首脳会議 | 1997年 | | 50（優遇条件、中国企業向け） | | | 150（67優遇条件）中国ASEAN投資協力基金 | | | 100（40優遇条件） | |
| 大メコン圏（GMS）プログラム | 1992年（首脳会議は2002年） | | | | | | | | | |
| 南アジア地域協力連合（SAARC）枠組み無し | 1985年 | | オブザーバー参加開始 | | | | | | | |
| 中央アジア：上海協力機構（SCO）首脳会議 | 2001年 | 9（優遇条件） | | 9（優遇条件、時期未確認） | | | 100 | SCO開発銀行構想 | | 100 |
| 中央アジア地域経済協力（CAREC） | 1997年（閣僚会議は2002年） | | | | | | | | | |
| 中国・アラブ諸国協力フォーラム | 2004年 | | | | | | | | | |
| 中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC） | 2000年 | | | 50（30優遇借款 20優遇バイヤーズクレジット）1万5,000人 中国アフリカ開発基金 | | | 100（優遇条件）2万人 | | | 200（100以上優遇条件）3万人 |
| 中国・ポルトガル語圏諸国経済貿易協力フォーラム（注） | 2003年 | | | 8億元（優遇借款） | | | | 16億元（優遇借款）1,500人 中国葡語諸国協力発展基金 | | |
| 中国・カリブ経済貿易協力フォーラム | 2005年 | | | | 40億元（優遇借款）2,000人 | | | | 10（優遇条件）10（中国開銀）2,500人 | |
| ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC） | ― | | | | | | | | | 100（中国開銀）中国中南米開発基金構想 |
| 中国・太平洋島嶼国経済発展協力フォーラム | 2006年 | | | 30億元（優遇条件）2,000人 | | | | | | 第24回太平洋諸島フォーラム（PIF）域外国対話 3年2億元 |

〔注〕参加国は中国（マカオ）、ポルトガル、ブラジル、アンゴラ、カーボベルデ、ギニアビサウ、モザンビーク、東ティモール。

〔出所〕中国政府ウェブサイトなどを基に作成

### （１）グローバルなコミットメント

中国は 2005 年の国連開発資金に関する国際会議（モンテレー会議）で、今後５年間に総額 50 億ドルの優遇条件の借款供与および３万人の研修をコミットした。2010 年の国連ミレニアム開発目標に関するハイレベル会合では、金額こそ明示しなかったが、今後とも

優遇条件の借款を供与していくことを約束するとともに、今後５年間で８万人の研修実施をコミットした。

### （２）北東アジア

北東アジアにおける地域協力枠組みとしては、UNDP が支援する広域図們江開発計画（GTI）協議委員会がある。現在、加盟国は中国、モンゴル、韓国、ロシアの４カ国で、毎年副大臣レベルの会合が開かれている。1995 年に前身となる図們江開発計画（TRADP）協議委員会第１回会合が開催されて以来、会合自体は継続しているものの、2009 年に北朝鮮が脱退するなど目立った進捗は無いといっていい。中国は、モンゴルおよび北朝鮮とは、基本的に二国間の枠組みで経済協力を推進している。

### （３）ASEAN

中国は 1991 年から ASEAN との対話を開始し 1997 年からは中国・ASEAN 首脳会議を開催している。2005 年の第９回首脳会議において、中国企業の ASEAN 諸国でのインフラ事業参入のために 50 億ドルの優遇条件をコミットした。2008 年の第 12 回首脳会議において、中国・ASEAN 投資協力基金設立を表明するとともに、優遇条件の借款 67 億ドルを含む 150 億ドルに上る ASEAN 諸国向け借款をコミットした。2011 年の第 14 回中国・ASEAN 対話関係樹立 20 周年記念首脳会議では、新たな共同宣言行動計画（2011～2015 年）に対する合意がなされるとともに、中国は ASEAN 諸国向け借款をさらに 100 億ドルコミットした。うち優遇条件の借款は 40 億ドルとされている。

中国・ASEAN 投資協力基金は、対 ASEAN 投資促進のために、中国輸銀が中心となって香港で設立されたプライベート・エクイティ・ファンドである。総額 100 億ドルを見込んでおり、2010 年から第１期 10 億ドルとして、運輸インフラ、公共施設、通信網、石油、天然ガス、鉱物資源などを対象とした投資を行っている。世界銀行グループの一員である国際金融公社（IFC）も出資している。

もう一つの枠組みは、1992 年にメコン地域諸国および中国（雲南）を加盟国、ADB を事務局として発足した大メコン圏（GMS）プログラムと呼ばれる地域協力型開発プログラムである。2004 年には広西チワン族自治区が加わった。2002 年に開催された初の GMS 首脳会議で採択された「GMS プログラム 10 カ年戦略フレームワーク」では、運輸、通信、エネルギー、環境、観光、貿易制度、投資、人的資本開発、農業の９分野が優先協力分野とされた。2011 年の第４回 GMS 首脳会議では、2022 年までの 10 カ年戦略フレームワークを採択した。中国は自国内の後進地域である雲南省や広西チワン族自治区の開発をメコン地域諸国の経済発展に連動させる観点から、GMS の枠組みに両地方政府と共に積極的に関与している。

### （４）南アジア

南アジアにおける地域協力機構は､1985 年に設立された南アジア地域協力連合（SAARC）である。加盟国はインド，パキスタン，バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタンの８カ国である。中国は日本とともに 2005 年の第 13 回首脳会議にてオブザーバー参加が原則認められた。その後、米国、EU、韓国、オーストラリア等もオブザーバー参加が認められている。中国は、ASEAN と同様、中国 SAARC 首脳会議の開催等さらなる関係強化を外交目標にしているが、インドが必ずしも中国のさらなる関与を望んでいないため実現していない。経済協力関係は二国間をベースにしており、貿易額でも対外建設請負事業でもインドが突出している。

### （５）中央アジア

2001 年に設立された上海協力機構（SCO）は、中国、カザフスタン、ロシア、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタンの６カ国からなる安全保障と経済協力を二本柱とする地域協力の枠組みである。経済分野の実務者レベルでは、経済貿易高級実務者委員会と各種専門作業部会を設けているほか、中国開銀はじめ加盟国の銀行が SCO 銀行連合を結成し、重点プロジェクトリストを策定し協調して域内の事業に資金供与している。中国は、2004 年の首脳会合で SCO の枠組みを通じて他の加盟国に対し９億ドルの優遇条件の借款供与を表明したのに続き、その後さらに、同規模の優遇条件の借款供与をコミットした。2009 年にはロシア・エカテリンブルク首脳会合で 100 億ドルの借款供与、2012 年の北京首脳会合でも 100 億ドルの借款供与を約束している。ただし、いずれも優遇条件はうたわれておらず、中国開銀の借款が主体で中国輸銀の優遇借款や優遇バイヤーズクレジットも含まれていると推察される。さらに 2010 年に温家宝首相より SCO 開発銀行設立に向けた検討が提案され、現在検討が継続している。

また、ADB が事務局を務め 1997 年に設立された、中央アジア地域経済協力(CAREC)という域内協力の枠組みには、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、アゼルバイジャン、中国、アフガニスタン、モンゴル、パキスタン、トルクメニスタンの 10 カ国および ADB、欧州復興開発銀行（EBRD）、IMF、イスラム開発銀行、UNDP、世界銀行の６国際機関が参加している 。重点分野として、a.運輸、b.貿易円滑化、c.貿易政策、d.エネルギーを掲げ、それぞれ戦略ペーパーが作成されている。中国からは新疆ウイグル族自治区および内モンゴル自治区が自らの発展計画と結びつけながら中央政府とともに各種会合に積極的に参加している。

### （６）アラブ連盟

中国は、アラブ連盟とも地域協力枠組みを中国・アラブ諸国協力フォーラムとして 2004 年よりスタートしており、隔年に１度閣僚級会合を開催している。第４回閣僚会合は 2010 年に天津にて開催され今後の両者の協力に関する「天津宣言」が署名された。本フォーラ

ムでこれまで具体的なコミットメントは行われていない。

**（７）アフリカ**

アフリカにおいては、2000年より中国アフリカ協力フォーラム（FOCAC）を開催しており、2006年の50億ドルの優遇条件の借款（うち優遇借款30億ドル、優遇バイヤーズクレジット20億ドル）、2009年の優遇条件の借款100億ドルに続いて、2012年に開催された第５回閣僚会合では200億ドルの借款供与（うち少なくとも100億ドルは優遇条件）のコミットメントを行っている。アフリカ連合（AU）との協力関係が強化されたのも特徴的である。中国開銀は、2007年に初の対アフリカ向け・エクイティ・インベストメント・ファンドである中国アフリカ開発基金を10億ドル出資して設立するとともに、10億ドル規模のアフリカ中小企業発展特別融資制度も創設している。

**（８）中国・ポルトガル語圏諸国経済貿易協力フォーラム**

中国は、地域だけでなく、言語でフォーラムのグループを形成しているケースもある。マカオという旧ポルトガル植民地の比較優位を生かすべく、2003年より中国・ポルトガル語圏諸国経済貿易協力フォーラムが開催されている。同フォーラムは中国、ポルトガル、ブラジル、アンゴラ、カーボベルデ、ギニアビサウ、モザンビーク、東ティモールの８カ国で構成されており、2006年の第２回閣僚会合では８億元の優遇借款がコミットされた。2010年の第３回閣僚会合では、16億元の優遇借款がコミットされるとともに、1,500名の研修生受け入れ、最終的に10億ドルを見込み、当初２億ドル規模の中国開銀とマカオ工商発展基金による中国・ポルトガル語圏諸国協力発展基金の設立が公表された。

**（９）中南米**

中南米に関しては、2005年に中国およびカリブ地域の経済貿易協力促進と共同発展の実現を目的に中国・カリブ経済貿易協力フォーラムが設立された。2007年の第２回閣僚会合では、40億元の優遇借款の提供と2,000名の研修員受け入れがコミットされた。2011年の第３回閣僚会合では、10億ドルの優遇借款供与および中国開銀による10億ドルのインフラ商業融資事業の立ち上げ、2,500名の研修員受け入れがコミットされた。

2012年に国連持続可能な開発会議（リオ＋20）の後、チリ・サンチャゴの国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）で講演を行った温家宝首相（当時）は、中国開銀が主体となり中南米向けに100億ドルの借款枠を設けることを表明している。さらに同講演の中で、中国の金融機関による50億ドル規模の中国ラテンアメリカ協力基金設立構想に言及している。

**（10）大洋州**

大洋州においては、中国は2006年に中国・太平洋島嶼国経済発展協力フォーラム第１

回閣僚会合を開催し、今後３年間に 30 億元の優遇借款供与と 2,000 名の研修員受入れ等がコミットされた。しかし、その後、2010 年に中国・太平洋島嶼国経済協力商談会は開催されたものの、第２回閣僚会合は開催されていない。中国は 2012 年に開催された第 24 回太平洋諸島フォーラム（PIF）域外国対話にて３年にわたり２億元の無償援助をコミットすると共に、中国での第２回会合について開催の意向があることを表明している。

## ２．まとめ

このように、金額や研修員受け入れ人数、さらには投資基金設立のコミットは、国境を接しているいないにかかわらず、中国の地域協力の枠組みを利用したパッケージとして定着している。本表には掲載していないが、農業技術モデルセンター、太陽光など再生可能エネルギー分野での協力や中国向け輸出品に対する関税免除、債務減免等も定番のメニューとなっている。加えて、国境を接している地域との関係においては、陸続きの自国の境界地域の発展計画と経済協力とを連動させており、周辺国・地域との間で、道路、鉄道、送電線、石油・天然ガスパイプランの整備を通じて、連結性（コネクティビティ）を向上させようとしていることがわかる（図３）。また、中国と隣接する地域をつなげる博覧会を、関係する内陸省・自治区と中央政府が共催するアプローチも定着しつつある（表２）。

**図３　中国と周辺国間の越境インフラ**

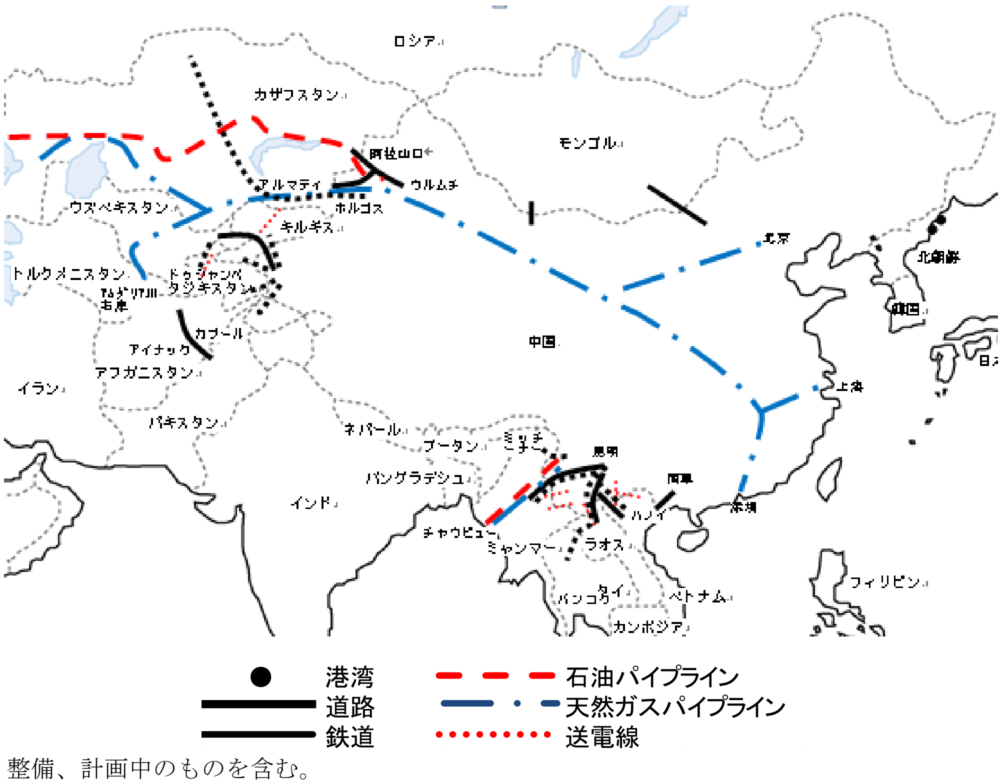


〔注〕整備、計画中のものを含む。
〔出所〕北野「アジア諸国への経済協力」、下村・大橋他編「中国の対外援助」日本経済評論社 2013 年 p85 図４－１に加筆

このモデルになっているのが、2004年より広西チワン族自治区南寧市で実施されている中国ASEAN博覧会である。現在では、吉林省長春市で中国吉林・北東アジア投資貿易博覧会、新疆ウイグル自治区ウルムチ市で中国ユーラシア博覧会が毎年実施されており、2013年より寧夏回族自治区銀川市での第1回中国アラブ諸国博覧会開催が決定している。さらに、しかるべきタイミングで雲南省昆明市が中国南アジア博覧会を実施することが検討課題とされている。

**表２　中国の地域別博覧会**

| 名称 | 開催場所 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013（予定） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中国吉林・北東アジア投資貿易博覧会 | 吉林省長春市 | | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 | 第7回 | 第8回 | 第9回 |
| 中国ユーラシア博覧会 | 新疆ウイグル自治区ウルムチ市 | | | | | | | | 第1回 | 第2回 | 第3回 |
| 中国アラブ諸国博覧会（実施予定） | 寧夏回族自治区銀川市 | | | | | | | | | | 第1回 |
| 中国ASEAN博覧会 | 広西チワン族自治区南寧市 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 | 第7回 | 第8回 | 第9回 | 第10回 |
| 中国南アジア博覧会（構想段階） | 雲南省昆明市 | | | | | | | | | | |

〔出所〕中国政府ウェブサイト等を基に作成

## 〔５〕OECD諸国・国際機関との関係

### １．概況

中国は、2007 年に G８サミットで設置合意された中国、インド、メキシコ、南アフリカ共和国、ブラジルの新興５カ国との経済対話の場であるハイリゲンダム・プロセスに商務部対外援助司より参加し、2008年には第３回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム（アクラHLF）にも参加、2009年にはIMFの債権500億ドル購入に同意している。

2010年には世銀・IMFの投票権が米国、日本に続いて第３位となり、同年設置が決定されたG20開発作業部会にも参加した。2011年11～12月に開催された第４回 援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（釜山HLF）では、成果文書に署名し、その後もポスト釜山インテリム・グループに参加している。同年 12 月に南アフリカ共和国・ダーバンにて開催された「気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）」では「ダーバン合意」に署名、2012年６月のリオ+20サミット直前には「中華人民共和国持続可能な発展国家報告」を公表し、同月メキシコでのG20首脳会合にてIMFに430億ドル拠出表明している。

対外援助の領域における中国との関係構築では、世界銀行はOECDのDACなど、以下に概観するように各機関ともに努力を重ねている。

### （１）世界銀行

2008年より中国アフリカハイレベル経験共有プログラムを開始、2011年８月には商務部と初の能力向上に関する国際シンポジウム共催している。中国輸銀、商務部より研修生も受け入れており、2012年11月に理事会に付議された対中国パートナーシップ戦略（CPS FY2013-16）では、重点３分野の一つとして「中国の南南協力およびグローバルステークホルダーとしての役割を支援することを通じて中国が世界とのウィン・ウィンの関係構築を前進させること」を挙げている。同月にはアフリカのインフラ開発をテーマに商務部と国際シンポジウムを開催、さらにキム総裁が訪中し、財政部と「世界銀行－中国発展実践知識センター」を設立した（当面の分野は都市交通）。現在は、アフリカの越境インフラを中国輸銀とパラレルファイナンスすることを模索中である。また、東京に設置された東京開発ラーニングセンター　（TDLC）は、財政部傘下のアジア太平洋金融・発展センター（ADFC）等とアジア地域向けの遠隔プログラムを提供している。

### （２）ADB

2008年に中国・アジア開発銀行知識共有プラットフォームを立ち上げ、フォーラムを４回開催している。2012年には地域ナレッジ共有イニシアティブ（RKSI）を立ち上げ、同年９月中国財政部と「南南ナレッジ協力ハイレベルフォーラム」共催した。

### （３）IMF

2012年10月に、社会科学院西アジアアフリカ研究所と「アフリカ経済見通しと中国の対アフリカ投資戦略シンポジウム」を開催するなど、特にアフリカにおけるオペレーションについて意見交換を重ねている。

### （４）UNDP

中国商務部と締結した覚書に基づき、2011年12月にカンボジアで熱帯農業に関するカンボジア・中国・UNDPの３者による三角協力研修を実施した。中国側担当機関は中国熱帯農業科学院（海南島）。タジキスタンでも貧困削減についての三角協力研修を実施している。

### （５）FAO

中国政府は2009年より、FAOが管理する南南協力基金に3,000万ドルを拠出し、FAOのアレンジによりアフリカ諸国を中心に３年間で3,000名の中国人専門家を途上国にアドバイザーとして派遣するプログラムを開始した。FAOの持つ南南協力基金としては個別の拠出として最大規模である。

### （６）OECD DAC

2009 年１月、アフリカ開発支援について DAC 加盟国と中国との間の相互理解を深めるために DAC－中国研究グループを設置し、２年余りにわたる５回の国際ワークショップを通して報告書を作成し、前述の釜山 HLF 等でフィードバックセミナーを行った。2012～2013 年度の活動として、タンザニアとジンバブエを視察した結果を基に、アフリカの農業開発に関するラウンドテーブル開催を 2013 年６月に予定している。加えて、援助事業の評価についてもラウンドテーブル開催を企画中である。

### （７）英国

2011 年３月に DFID 予算による対中 ODA を終了させると共に、新たに立ち上げた国際発展パートナーシッププログラムの予算を活用し、同年６月に中国との多国間の協力についての覚書を締結した。保健分野では 2013 年１月に中英国際保健支援プログラム（2017 年まで、1,200 万ポンド）を開始した。農業分野ではウガンダ、マラウイでの DFID、中国農業部、受入政府間で三角協力にかかる三者覚書を締結、防災分野ではネパール、バングラデシュで三角協力実施準備中である。

### （８）ドイツ

経済協力省予算による対中 ODA 終了宣言後も、環境省等各省がこれまで 30 年にわたる対中技術協力のノウハウを蓄積するドイツ国際協力公社（GIZ）を活用して協力を継続。GIZ は 2012 年 10 月に中国農業大学と「中国と国際発展に関するワークショップ」を共催している。

### （９）米国

2011 年５月に開催された米中戦略・経済対話では、米財務省所管の経済対話のトラックでミレニアム開発目標（MDGs）達成や多国籍金融機関（世銀）と協力した貧困削減に向けた協力が枠組文書に記載された。同年 10 月 DAC－中国研究グループの枠組みでタンザニアにおける米中の農業プロジェクト相互訪問を実現し、2012 年５月の米中戦略・経済対話の成果文書にリベリア、ガーナでの保健協力とともに記載された。

輸出金融については、国際的なガイドライン策定に向けて国際検討グループ設立に同意し、他国も参加しての協議がすでに始まっている。

### （10）NGO 等

世界自然保護基金（WWF）、貿易交渉委員会（TNC）、世界経済フォーラム、ゲイツ財団等は、中国政府や中国企業とのパートナーシップを強化しつつある。

### ２．JICA と中国との対話

これまで中国の関係部門とは、30 年以上にわたる対中経済協力を通じて、組織的・人的関係を構築してきた。近年中国とは、カンボジアやタジキスタンの道路セクター、ベトナム・ハノイ市の地下鉄、アフリカの農作増産支援等、同じ国、同じセクター、同じ地域・都市において事業を実施する事例が増えている。そのために、双方が対話を通じて双方の事業について理解を深め、切磋琢磨することで、お互いの経済協力の効果を高めることが求められている。

2009 年の緒方 JICA 理事長（当時）と李克強副首相（当時）との会談では、李副首相より「最も貧しい国々に対する支援は、グローバル化時代の中日の新しい関係における重要なテーマの一つである」との見解が示された。中国輸銀とはこれまでに４回、年次会合を開催し、環境影響評価やリスク管理等をテーマに意見交換を続けている。2010 年には商務部対外援助関係者との開発援助セミナーを日本で開催した。商務部対外貿易経済合作研究院（CAITEC）とは 2012 年に今後の協力について覚書を交わし、2013 年１月にアフリカ開発についての意見交換会を開催した。多国間の枠組みでは、韓国輸出入銀行・経済開発協力基金（EDCF）、中国輸銀、タイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）との４機関合同ワークショップを 2010 年来２回開催している。また、アジアの新興国との開発経験と開発援助経験の共有の場としてアジア開発フォーラム（ADF）が 2010 年より３回開催されている。第２回、第３回は中国商務部、中国輸銀からも参加している。

さらに、2010 年より、日中友好環境保全センターおよび中国 ASEAN 環境協力センターとともに、ASEAN を中心としたアジア諸国の研修員を対象に、日中共同の環境協力研修を３回開催している。これは 2008 年から両国の外交当局間で開始されている日中メコン政策対話の枠組みの下で実施されているものである。

現場レベルでも、これまで、JICA 事務所や本部からの出張者がミャンマー、カンボジア、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、エジプト、南スーダン、エチオピア、ケニア、タンザニア、ザンビア、セネガル、ブルンジ、モザンビーク、ジンバブエ、南アフリカ共和国等で中国大使館や同経済商務処、さらには中国から派遣された専門家との交流を行っている。

### ３．まとめ

中国の経済協力について、対外援助を中心に概観してきた。中国の経済協力は規模が拡大しているだけでなく、日本を含む OECD 諸国や国際機関との交流を通じて質の向上も図りつつあり、また国際的な援助潮流の形成などにも積極的に参画していこうという兆しがみえる。グローバルに展開される中国の経済協力の現状と展望を理解することは、日本が自らの経済協力の質を高めていくためにも必要不可欠といえる。また、両国の関係者の対話を通して、相互理解を深め、切磋琢磨することで、経済協力の効果が向上すればそれはひいては他の開発途上国にプラスの効果をもたらすだろう。

〔注〕

中国の経済協力については、下村恭民・大橋英夫・日本国際問題研究所編『中国の対外援助』、日本経済評論社 2013 年が詳しい。本稿は、同書に掲載された拙著「第４章 アジア諸国への経済協力」、2012 年３月に米国戦略国際問題研究所（CSIS）で行った講演（Japan, China, and South Korea: Comparative Strategies for Development）、2012 年７月の貿易研修センター主催平成 24 年度 第２回‐２アジア研究会での報告「中国の対外経済協力の現状－メコン地域を中心に－」、中華人民共和国国務院報道弁公室『中国の対外援助』（中国対外援助白書）2011 年４月、中国政府ウェブサイト、中国側関係者からのヒアリング等をもとにしている。